

令和8年度

鏡石町風評払拭のためのデジタルコンテンツ発信事業業務委託
(鏡石町の食材とデジタルを活用した魅力発信)
企画提案仕様書

令和8年5月
鏡石町

1 業務の背景及び目的

福島県の本格的な復興・創生に向けては、今もなお続く風評を払拭することが重要となっており、それは本町においても同様である。

令和7年度に実施した調査結果（以下、「令和7年度調査結果」という。別紙資料）に基づき、風評が大きいと考えられる層をターゲットにし、東京都内の飲食店において町食材を使用したメニューを開発、提供することで、本町の食材の魅力や安心・安全に係る正しい情報を認識してもらう。また、都市圏における本町の食材を使用した料理教室の開催、参加者と農家のオンライン交流、参加者を対象とした鏡石町を実際に訪問するモニターツアー等を通じ、安全・安心を感じてもらう。

2 事業名称

鏡石町風評払拭のためのデジタルコンテンツ発信事業業務委託（鏡石町の食材とデジタルを活用した魅力発信）

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

4 業務内容

受託者は、業務の目的及び別紙「地域魅力向上・発信事業計画に基づく事業計画書」を理解し、以下の業務を行うものとする。

（1）東京都内飲食店における町食材を活用したメニューの開発・提供による情報発信業務

東京都内の飲食店において、町食材を使用したメニューを開発し、期間限定で提供する。

- ・メニューには町の食材を2品以上使用すること。
- ・メニューは少なくとも1か月以上提供すること。
- ・メニュー紹介の際には、本町の食材の魅力や安心・安全に係る正しい情報を記載するなどして、見て・食べて正しい情報を認識してもらえるような工夫をすること。
- ・開発したメニューについては町公式SNSのほか、飲食店公式SNSなどを活用して広く情報発信すること。
- ・飲食店の選定及びメニュー開発・提供依頼、食材の仕入れ、町と飲食店間の連絡調整、開発メニューの売り上げ報告、その他業務実施に必要な調整を行うこと。

（2）首都圏向け料理教室

本町ならではの地域特性が反映され、かつ農産物等の安全・安心を伝えるための料理教室を首都圏在住の20代から40代の親子向けに開催する。

- ① 実施回数 2回程度
- ② 対象 首都圏在住の20代から40代を中心とした親子
- ③ 参加人数 15組程度
- ④ 実施場所 本業務の実施が可能な首都圏施設（レンタルキッチン等）で行うこと。
- ⑤ 内 容 必ず次の項目を実施すること。
 - ・食材の安全安心を伝える内容を取り入れ、風評の払拭を図る内容であること。
 - ・家庭でも作ることができる調理方法を考案すること。
 - ・ALPS処理水の概要について説明すること。
- ⑥ 講 師 本業務に関する知識及び経験がある講師であること。
- ⑦ 食 材 本業務で使用する食材は本町から仕入れることとし、参加人数分の食材は受託者が準備すること。
- ⑧ 資 料 調理方法（レシピ）等の資料を用意し、参加者へ配布することで、参加者の関

- ⑨ 実施体制 心を高め、風評の払拭を図ることができる工夫をすること。
食中毒予防とともに、包丁や火気を扱うため、主たる実演者の他、補助スタッフによる安全確保体制を整えること。
- ⑩ 管理運営 提出した実施計画書に従って実施するものとし、講師の手配・連絡調整、会場の確保、参加者の出欠管理、実施に必要な食材・調理器具等の準備、その他実施に必要な調整を行うこと。
- ⑪ その他 本町への理解と興味を深めるため、現地と町の農家をオンラインで交流させ、生産者の視点による安全・安心を伝えられるようにすること。

(3) 収穫体験モニターツアー

安全・安心をより肌で感じてもらうため、(2)の料理教室参加者を対象として本町での収穫体験、収穫した食材を味わうまでのモニターツアーを実施する。

- ① 実施回数 1回以上
- ② 対象 (2)の料理教室参加者
- ③ 参加人数 最大20組程度
- ④ 実施場所 鏡石町内
- ⑤ 管理運営 提出した実施計画書に従って実施するものとし、各種手配・連絡調整、実施場所の確保、参加者の出欠管理、実施に必要な食材・調理器具等の準備、バスの借り上げ、その他実施に必要な調整を行うこと。
- ⑥ その他 (1)、(2)と連動した企画を盛り込み提案すること。

5 データの保護・著作権について

(1) 秘密保持

受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また本町が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

(2) 第三者提供の禁止

受託者は、本町が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(3) 複写・複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本町から提供された資料等を本町の許諾なく複写または複製してはならない。

(4) 事故発生時における報告業務

受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを本町に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

(5) 記録媒体上の情報の消去

受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。

(6) 著作権の帰属

本町へ納入した成果物に係る一切の権利は当町に帰属する。

(7) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、町は責任を負わない。

(8) 映像等の編集

映像や画像の差替えが必要な場合は、町は映像や画像の差替え等の編集を行えるものとする。

6 成果品の納品

成果品として委託者が指定する場所に納品すること。

- (1) 実績報告書 2部

7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項であっても、風評の払拭が図れる内容であれば積極的に提案すること。
- (2) 本事業は、福島再生加速化交付金を活用することから、下記に留意すること。
 - ・一般管理費を計上する場合は、上限を10%とする。ただし、受託者における一般管理費率が過去5年にわたり10%よりも高い場合（ただし決算書上確認できる場合）には、協議の上で一般管理費率を決定する。
 - ・本事業に使用された書類（支払明細書含む）は、委託者の指示で整理すること。また、事業終了後に提出を求めることとなるため、契約期間内に支払処理を済ませることとする。支払処理を確認できない場合は、支払対象にできない場合がある。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、町と受託者が協議して決定する。